

## 永住外国人に対する地方参政権付与に慎重な対応を求める意見書

政府・与党は、永住外国人に地方参政権を付与する法案を今通常国会に提出しようとしている。

元来、この法案は、戦前より日本国内に在住していた住民及びその子孫である特別永住者のうち、韓国籍を対象に自民党政権時代から議論が行われてきた。しかし、約41万人の特別永住者は、若い世代を中心に毎年1万人が日本国籍を取得し、帰化によって参政権を得つつある。

また、永住外国人への部分的参政権付与は合憲とする学説があり、平成7年の最高裁判決の傍論にも影響を与えてきた。しかるに、最近、この学説の主唱者であった学者が自説を転換し、参政権付与は違憲であると主張するようになった。よって、参政権付与を合憲とする考えは、根底から崩れつつある。

さらに、政府・与党案では、近年、急増しつつある中国人を初めとする一般永住者にも参政権を付与しようとしている。我が国との間に領土や防衛など外交上の懸案を抱えている国の在住者に参政権を付与すれば、地方を通して我が国の独立を脅かすことになり、間接侵略に等しいものになる。

よって、このような疑義のある法案提出には、政府・与党に慎重な対応を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月18日

大 垣 市 議 会